

A E Dの使用上の注意事項

(A E Dの管理等)

- 1 A E Dを常に良好な状態で管理し、使用してください。
- 2 A E Dを処分又は目的以外に使用することを禁止します。
- 3 A E Dを転貸又は譲渡することを禁止します。
- 4 貸出しを受けた団体の責めに帰すべき理由により、A E Dを故障、破損、紛失させた場合には、当該団体の負担においてこれを補償し、又は修理をしていただきます。

(返 却)

貸出しを受けた団体は、貸出期間満了日（土日曜、祝日を除く）までに、指定された場所へA E Dを持参し、可児市自動体外式除細動器（A E D）使用実績報告書（様式第3号）を提出し、A E Dの点検・確認を受けてください。

(返 還)

特に必要と認めたときは、貸出期間中であってもA E Dを返還いただくことがありますので、ご容赦ください。